

## 5 事故発生時の対応

### 5-1 救命措置の最優先

医療側の過失によるか否かを問わず、患者に望ましくない事象が生じた場合には、院内の総力を結集して、患者の救命と被害の拡大防止に全力を尽くす

また、本院内のみでの対応が不可能と判断された場合には、遅滞なく他の医療機関の応援を求め、必要なあらゆる情報・資材・人材を提供する

### 5-2 院長への報告など

- (1)前項の目的を達成するため、事故の状況、患者の現在の状態等を、上司を通じてあるいは直接に病院長等へ迅速かつ正確に報告する
- (2)病院長は、必要に応じて委員長に医療安全管理委員会を緊急招集・開催させ、対応を検討させることができる
- (3)報告を行った職員は、その事実および報告の内容を、診療録、看護記録等、自らが患者の医療に関して作成すべき記録、帳簿等に記録する

### 5-3 患者・家族・遺族への説明

- (1)事故発生後、救命措置の遂行に支障を来さない限り可及的速やかに、事故の状況、現在実施している回復措置、その見通し等について、患者本人、家族等に誠意をもって説明するものとする
- (2)患者が事故により死亡した場合には、その客観的状況を速やかに遺族に説明する
- (3)説明を行った職員は、その事実および説明の内容を、診療録、看護記録等、自らが患者の医療に関して作成すべき記録、帳簿等に記録する

### 5-4 重大事故における報告届出機関

医療事故による死亡、医療事故による重篤な傷害、妊娠4ヶ月異常の死産を検査し異常があると認めた場合、医療安全室は所属する市町村、所属する保健所、日本医療機能評価機構の医療事故情報収集事業へ速やかに報告する。日本医療安全調査機構の医療事故調査・支援センターには事故発生後30日以内に報告する。

※重大事故とはレベル4以上とする。

### 5-5 医療事故調査委員会の設置

- (1)医療事故の原因調査のために、院内に外部の学識経験者を入れた事故調査委員会を設置することができる
- (2)医療事故調査制度を元に、院内事故調査委員会を必要時設置する事ができる
- (3)院内事故調査委員会規則は別に定める